

各市回答結果（県内）

資料 1

①自治体名	②名称／施行年月日	③経緯	④ポイント	⑤市外資本の参入意欲低下へのおそれ等に配慮した点	⑥効果・検証	⑦発議者	⑧ビジョンの有無
横浜市	横浜市中小企業振興基本条例 平成22年3月29日	市の責務、市内中小企業者の努力、大企業者等の役割等を明らかにし、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に制定。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務、関係団体等の役割の明確化 ・市内中小企業の受注機会増大といったビジネスチャンスの拡大 ・経営基盤の強化と中小企業の技術・経営革新を促進する施策の着実な実行 ・指定管理者の選定にあたっての市内中小企業者の参入機会の増大に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例には透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意するよう明文化されている ・実際の発注において、市内事業者だけでは競争性が確保できない案件については、準市内や市外の事業者も条件に含めて発注している 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な中小企業振興の推進体制が確立した ・全区局が事業執行において、中小企業振興を意識し、市内の中小企業への優先発注につながった ・検証は各区局が市会に報告するとともに各種経済団体と意見交換を実施することで、客観的、多角的な視点から振り返りを行っている 	議会	無し
川崎市	川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（中小企業活性化条例） 平成27年12月17日	商工会議所を中心に中小企業の活性化のための条例制定の要望に向けた検討会が設置され、要望書が取りまとめた。これを踏まえ、庁内における検討を行い、制定するに至った。	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業活性化施策の8つの柱を定め、活性化を推進 ・創業、経営の革新等の促進 ・連携の促進 ・研究及び開発の支援 ・経営基盤の強化及び小規模企業者の事業の考慮 ・地域の活性化の促進 ・人材の確保及び育成 ・海外市場の開拓等の促進 ・受注機会の増大等 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業活性化条例第19条「受注機会の増大等」の条文において、「予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により」と規定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市を挙げて中小企業を応援する機運を生んだ ・条例に定める施策の検証を行うことで、継続的な産業振興施策の改善等が可能となった ・検証については、附属機関の協議会で検証作業を行うとともに、結果を当該施策に反映するよう努めている。また施策の実施状況と合わせて報告書として取りまとめ、公表している 	市長	有り (かわさき産業振興プラン)
相模原市	相模原市がんばる中小企業を応援する条例 平成25年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の一環で議員提出条例制定を進めていた会派があった ・当該会派が実施した市民アンケートで「経済活性・商業振興・産業集積」等の意見が多く寄せられ、制定に向け動き出した 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の受注機会の促進 ・指定管理における市内事業者の参入機会増大に努める ・経営の革新及び創業を促進 ・小規模事業者への配慮 ・9割以上を占める「中小企業」の振興を図り、市内経済の持続可能な発展のため、中小企業の振興の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進していくための条例とした 	<ul style="list-style-type: none"> 条例では直接何かを規定するものではなく、市の姿勢を明確にしたもの。具体的な支援策は各担当課において事業として進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興・中小企業に対する市の主体的な姿勢が明確となった ・既存施策の拡充や新規事業の創設に繋がった ・市内事業者の受注機会確保について周知したことなどにより、庁内における中小企業支援に対する意識が高まった ・検証は毎年度、施策の実施状況について、市ホームページ等で公表。 	議会	有り (さがみはら産業振興ビジョン2025)
横須賀市	中小企業振興基本条例 平成23年12月19日	市内企業の99%、従業者の75%が中小企業であることから、市内経済の継続的な発展のために市内中小企業と横須賀市の責務を明確化し、ともに協力しながら歩むことで横須賀市の振興につなげるため制定に至った。	<ul style="list-style-type: none"> ・市、中小企業者及び大企業者等の責務等の明確化 ・中小企業者相互、中小企業者と大企業者等の連携協力を促進 ・中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進 ・市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等の中小企業者の受注機会の増大に努力 ・指定管理者の指定には中小企業者の参入機会の増大に努力 	<ul style="list-style-type: none"> 法令順守を前提とした、中小企業振興に対する横須賀市の基本的な考え方・姿勢を示すもののため、特段の配慮はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の中小企業振興施策について、数値目標を掲げてPDCAサイクルを回すようになり、施策の実施プロセスが改善された ・検証については施策実施部局で効果検証し、経済部がとりまとめのうえ、決算議会で報告を行う 	議会	無し
平塚市	無し						有り (平塚市産業振興計画2024)
藤沢市	無し						有り (第2期藤沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略)